

議長／皆さんおはようございます。

休会前に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました第 36 号議案を追加上程いたします。

日程に基づき議事を進めてまいります。

日程第 1. 第 33 号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者から補足説明を求めます。

山北総務部理事

山北総務部理事／おはようございます。

第 33 号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

議案書の 5 ページからでございます。

本件につきましては、令和 8 年度の税制改正大綱を踏まえた「地方税法等の一部を改正する法律」が第 221 回特別国会において可決成立し、令和 8 年法律第 2 号として令和 8 年 3 月 31 日公布、同年 4 月 1 日に施行されております。

この税制改正に伴い、武雄市税条例の改正が必要なものにつきまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、去る 3 月 31 日、専決処分をさせていただきましたので、これを御報告し、御承認をお願いするものであります。

主な改正内容について概要を説明させていただきます。

軽自動車税では、令和 8 年 3 月末をもって「環境性能割」が廃止され、あわせて「種別割」が「軽自動車税」と変更されたことに伴う関連条文の整備と、軽自動車税のグリーン化特例のうち「概ね 75%軽減分」について適用期限を 2 年間延長する規定の整備を行っております。個人市民税では、「特定大口株主配当」の「特定配当等」への追加に伴う所得割の課税標準を算定する規定の改正、肉用牛の売却所得に係る課税の特例及び優良住宅地造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の期間を延長する規定の整備のほか、法附則の削除に伴う項番号のずれ等の整備を行っております。

固定資産税では、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂などに係る課税標準の特例措置につきまして、対象施設が拡充されたことに伴い、新たに規定を追加しております。

以上で第 33 号議案について補足説明を終わらせていただきます。

よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長／第 33 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第 33 号議案について討論を開始します。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 33 号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 33 号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 2. 第 34 号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

馬場福祉部長

馬場福祉部長／おはようございます。

第 34 号議案 専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

議案書の 46 ページからになります。

本議案につきましては、地方税法及び地方税法施行令の一部を改正する政令が本年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、3 月 31 日付で「武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について専決処分を行いましたので、その内容を報告し、御承認をお願いするものです。

今回の改正につきましては、国民健康保険税に新たに「子ども・子育て支援納付金課税額」の新設と、課税限度額の引上げ及び軽減措置の拡充の3点の改正を行ったものです。

まず、1点目の「子ども・子育て支援納付金課税額」の新設につきましては、基礎分、後期高齢者支援分、介護分と同様に所得割、均等割、平等割で構成されますが、加入者一人一人にかかる均等割につきましては、18歳未満の被保険者の均等割が全額軽減されますので、その軽減分を18歳以上の加入者で負担する「18歳以上の均等割」が別途設定されます。

県より示された標準税率を基に、所得割額を0.25%、均等割額を被保険者1人につき1000円、18歳以上被保険者均等割額を1人につき100円、世帯別平等割額を1世帯当たり700円とするものです。

子ども・子育て支援納付金につきましては、国保加入の全ての世帯が対象となります。

次に、2点目の課税限度額の引上げにつきましては、「基礎課税額」の限度額を、これまでの66万円から67万円に引き上げ、また、今回新設される「子ども・子育て支援納付金課税額」は3万円の限度額を設けるものです。

「後期高齢者支援金等課税額」と「介護納付金課税額」につきましては限度額が据え置かれますので、4つの課税限度額を合計いたしますと、改正前の109万円から113万円となり、4万円の引上げとなります。

3点目の軽減措置の拡充につきましては、国民健康保険税の5割軽減の対象となります所得基準を、これまでの30万5000円から31万円に、2割軽減の対象となります所得基準を56万円から57万円にそれぞれ引き上げ、軽減措置の対象を拡充するものです。

改正の施行期日につきましては、本年4月1日としております。

以上で第34号議案の補足説明を終わります。

御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長／第34号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第 34 号議案について討論を開始します。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 34 号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 34 号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 3. 第 35 号議案 財産の取得についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

江上こども教育部長

江上こども教育部長／おはようございます。

第 35 号議案 財産の取得について、補足説明をいたします。

議案書 67 ページを御覧ください。

本議案は、「武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 3 条の規定により議会の議決をお願いするものです。

G I G A スクール構想第 2 期に係る学習系端末の更新に伴いまして、3 月に議決いただきました令和 8 年度予算の国庫補助金及び起債等を活用し、学習系端末、児童生徒用、指導者用、合わせて 4626 台を取得することとしております。

取得の価格は 2 億 7987 万 3000 円で、国が示すガイドラインに準じ、「G I G A スクール構想第 2 期を見据えた学習用端末更新に係る共同調達」を、県内 4 市 5 町とともに佐賀県教育委員会事務局へ委任し、当該プロポーザル審査会において決定された、株式会社学映システム武雄支店を取得の相手方として、本年 4 月 3 日付で仮契約を締結いたしております。

議案資料 2 ページから物品売買仮契約書の写し、それから、6 ページからは契約仕様書を添付しておりますので御参照ください。

以上で第 35 号議案の補足説明を終わります。  
よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長／第 35 号議案について質疑を開始します。  
質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。  
お諮りいたします。  
本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思えます。  
これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。  
よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。  
第 35 号議案について討論を開始します。  
討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。  
これより第 35 号議案を採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。  
よって、第 35 号議案は原案のとおり可決されました。  
日程第 4. 第 36 号議案 監査委員の選任についてを議題といたします。  
本案の審議に際し、地方自治法第 117 条の規定により、9 番中山議員の退席を求めます。

〔中山議員退席〕

提出者からの説明を求めます。

小松市長

小松市長／おはようございます。

第 36 号議案 監査委員の選任について御説明申し上げます。

任期の満了とさきの市議会議員選挙の執行により、新たに中山稔議員に監査委員をお願いいたしたく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、中山議員の経歴につきましては、添付いたしております資料のとおりでございます。どうかよろしくお願いいたします。

議長／第 36 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第 36 号議案について討論を開始します。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 36 号議案を採決いたします。

第 36 号議案 監査委員の選任について同意を求める件について、御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 36 号議案、すなわち中山稔君を武雄市監査委員に選任することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

議員の除斥を解きます。

〔中山議員戻席〕

日程第 5. 閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第 111 条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長宛てに提出されております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申出の件をそれぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出の調査中の事件については、閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

以上で本日の日程並びに本臨時会の全日程を終了いたしました。

これをもちまして令和 8 年 4 月武雄市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。